

新水道ビジョンの推進について

新水道ビジョンについて

水道ビジョン（平成16年6月策定・平成20年改訂）

【基本理念】世界のトップランナーとしてチャレンジし続ける水道

■水道の事業環境の変化

枚挙にいとまがない課題

- ・給水人口・給水量、料金収入の減少
- ・水道施設の更新需要の増大
- ・水道水源の水質リスクの増大
- ・職員数の減少によるサービスレベルの影響
- ・東日本大震災を踏まえた危機管理対策

■関係者が基本理念を共有し、一丸となった対応が必要

関係者が共有すべき理念

・これまでの130年間に先達が築き上げてきた地域の需要者との信頼に基礎を置き、地に足のついた対応を図る。

世界のトップランナーのバトンを未来へつなぎ、水道を次の世代に継承

新水道ビジョン
平成25年3月策定

新水道ビジョンの基本理念

< 基本理念 >

地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道

持続

安全

強靱

挑戦

連携

水道ビジョンから新水道ビジョンへ

前回 ビジョン

1) 持続

水道の運営基盤の強化

2) 安心

安心・快適な給水の確保

3) 安定

災害対策等の充実

4) 環境

環境・エネルギー対策の強化

5) 国際

国際協力等を通じた水道分野の国際貢献

新水道ビジョン

【現状】

現行の水道ビジョンから9年が経過して水道を取り巻く環境は大きく変化、課題は顕在化している。

【課題の明示】

- 人口減少と水需要減少の時代における今後の水道のあり方を示す必要性
- 東日本大震災を踏まえた水道の災害対策のあり方を示す必要性

水道の理想像

安全

安心して飲める水道
適正な水質管理体制
統合的アプローチによる対応

強靱

危機管理に対応できる水道
適切な施設更新、耐震化
被災してもしなやかに対応

持続

国民から信頼され続ける水道
長期的に安定した事業基盤
人口減少社会を踏まえた対応

国際展開

環境対策

実現方策

《関係者の内部方策》

水道施設のレベルアップ
資産管理、人材育成・組織力強化、危機管理対策、環境対策

《関係者間の連携方策》

住民との連携の促進、
発展的広域化、官民連携の推進、
技術開発、調査・研究の拡充、国際展開

《新たな発想で取り組むべき方策》

料金制度の最適化、
小規模水道対策、自家用水道対策、
多様な手段による水供給

連携

- ・関係者間での連携
- ・住民とのコミュニケーション

挑戦

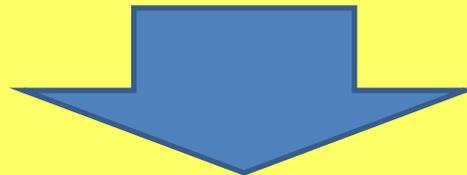
- ・新たな取り組みに挑戦する姿勢
- ・事業環境に順応

旧水道ビジョンから新水道ビジョンへ

旧水道ビジョンでは

- ◆各側面において世界のトップレベルといえる日本の水道を維持し、「あらゆる分野で世界のトップレベルの水道となるよう」水道界全体で取り組んでいくとしている。

→大規模水道事業を中心に、日本の水道のレベルを引き上げるような分野（例えば国際展開）も含めた施策を推進



新水道ビジョンでは

- ◆水道の老朽化施設の更新や耐震化、危機管理体制等の状況を踏まえ、トップランナーのバトンを未来へつなぎ、次の世代へ継承することとしている。
- 中小規模水道事業の運営基盤の底上げに重点を置き、旧ビジョンの方向性を引き継ぎつつ、きめ細かい支援と連携による課題解決の取り組みを推進

新水道ビジョンの策定とその推進

新水道ビジョンの検討開始（平成24年2月10日～ 計13回の検討会）

新水道ビジョン策定検討会（計13回開催）

新水道ビジョンを公表（平成25年3月29日厚生労働省健康局長通知）

新水道ビジョンの推進（連携した取り組み）
（平成25年度～）

【 新水道ビジョン推進協議会 】

- 関係団体との意見交換
- ロードマップの共有（連携体制）
- 関係団体が実施する様々な情報をWEB上で発信

厚生労働省主催

水道関係団体等

【 新水道ビジョン推進に関する地域懇談会 】

- 全国レベルでの新水道ビジョン浸透及び取り組みの展開
- 新水道ビジョンに関わる全国の様々な先進事例の収集
- 先進事例の幅広い地域への発信

都道府県
水道事業者

新水道ビジョン推進協議会

新水道ビジョンに示された各種方策を推進するため、方策の実施主体となる関係者が実施状況を共有し、密接に連携するための枠組みとして開催。

新水道ビジョン推進協議会

構成メンバー

- ・ (公財) 給水工事技術振興財団
- ・ 厚生労働省健康局水道課
- ・ 国立保健医療科学院
- ・ (一社) 水道運営管理協会
- ・ (公財) 水道技術研究センター
- ・ 全国簡易水道協議会
- ・ (一社) 全国給水衛生検査協会
- ・ (公社) 日本水道協会
- ・ (一社) 日本水道工業団体連合会
- ・ 学識者

活動イメージ

平成25年度の活動

- 第1回開催 (8月28日)
- 第2回開催 (1月21日)
- 第3回 (3月28日に開催予定)

- 先進事例の収集
- ロードマップの作成
- ウェブサイトの設置、運営

平成26年度以降

- 推進方策の実施状況の検証
- ロードマップのリバイス
- 新水道ビジョンのフォローアップ

連携

様々な機会において情報を共有

行政機関 (都道府県)

水道事業者

大学・研究機関

個別検討事項

安全

強靱

持続

挑戦

新水道ビジョン
ロードマップ

新水道ビジョンを踏まえた施
策の推進とフォローアップ

新水道ビジョン推進に関する地域懇談会

1 開催概要

新水道ビジョン推進に関する地域懇談会（以下「懇談会」という。）は、全国各地の水道事業者等による各種推進方策について、その取り組みの内容を都道府県及び水道事業の担当者らが情報共有するとともに、全国的に広くそれを発信して、地域内の連携を図り、新水道ビジョンに示した施策を積極的に推進することを目的とし、厚生労働省の主催で開催するもの。

これまでの開催概要と今後の予定は、下表のとおり。

2 開催趣旨

各地域における先進的な取り組みを実施している水道事業におけるキーマンをゲストスピーカーとして招聘し、話題提供をいただくとともに、比較的少人数でのフリーディスカッションを展開して、課題解決へのヒントを探る。

3 開催イメージ

3～4ヶ月間隔を目処に全国各地において順次開催する予定。

平成25年度に2箇所実施。平成26年度には4箇所にて開催を計画しており、全国各地にて開催したい。

ゲストスピーカーのテーマごとに3コーナーに分かれてディスカッション（盛岡市にて）



| 開催日程 | 開催概要 | 先進事例 |
|-------------------------------|---|---|
| 《 第1回 》 平成25年11月25日 (月) | 対象地域 北海道・東北地域を対象に開催 開催場所 岩手県盛岡市 参加人数 7道府県から計64名 | ゲストスピーカー3名 北海道(官民連携を視野に入れた広域的連携) 八戸圏域水道企業団(県域を越えた発展的広域化推進) 岩手県矢巾町(住民との連携) |
| 《 第2回 》 平成26年2月21日 (金) | 対象地域 九州・沖縄地域を対象に開催 開催場所 福岡県福岡市 参加人数 8県から計110名 | ゲストスピーカー4名 北九州市(中核的な水道事業の広域化) 大牟田市・荒尾市(共同浄水場と官民連携) 宮崎市(多様な手法による水供給の取り組み) 沖縄県(県が主導する広域化検討) |
| 《 第3回～ 》 平成26年度以降 | 対象地域 (イメージ) 関東地域、中部北陸地域、関西地域、中四国 地域においてそれぞれ開催したい。 | 各地において、新水道ビジョン推進のため参考となる先進的事例等を実際に取り組みキーマンの方にゲストスピーカーを依頼する。 |

地域懇談会に期待するもの

1 都道府県を超えた連携

- ✓ 全国各地の水道事業において、課題を解決するための様々な取り組みが検討され、実現しようとしている。
- ✓ 都道府県を超えて、先進的事例の情報交換を行い、地域にマッチした課題解決の手法を見出すことに期待するもの。

2 新たな試みの事例紹介

- ✓ 新水道ビジョン第7章に掲げる「重点的な実現方策」のメニューを中心に、実際に取り組みを開始又は完了した事例を広く紹介してもらう。
- ✓ これまでの紹介事例や今後予定される取り組みには、以下のようなものがある。

- ・**発展的広域化**（関係者間の調整手法、計画立案から取り組み過程におけるプロセス等）
- ・**官民連携**（民間企業との共同事例や活用スキーム事例等）
- ・**住民とのコミュニケーション**（お客様サービスの視点を積極的に導入した事例等）
- ・**アセットマネジメントを活用した情報公開、広域化、財源確保策等**
- ・**多様な手法による水供給**（宅配給水や拠点給水など）
- ・**料金制度の最適化**（地下水を使用する専用水道等への対応策等）

期待すること

- 地域懇談会の成果、意見等は、厚労省においてロードマップの作成及びその後のフォローアップの参考とする。

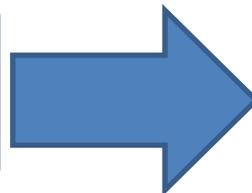
- 都道府県域を超えた先進事例の周知と地域へのマッチング
- 先進的取り組みのノウハウを共有し、広く導入しやすい環境を整備（ポータルサイト等での情報の発信と活用しやすいツールの検討）
- 国や都道府県行政も先進的取り組みを後押しし、連帯感を醸成（制度的問題のアドバイスにも技術的に支援）
- 率先して行う取り組み事例に対して、関係者間での支援
- 地域から発信した取り組みを全国に展開（双方向の議論）

地域水道ビジョンの推進（都道府県水道ビジョン・水道事業ビジョン）

■厚生労働省が示す水道のビジョン

水道ビジョン策定
（平成16年6月）

水道ビジョン改訂
（平成20年7月）



新水道ビジョン策定
（平成25年3月）

地域水道ビジョンによる各種施策の積極的な推進

■都道府県水道ビジョン： 都道府県水道行政として作成すべきビジョン

➤ 広域的水道整備計画及び水道整備基本構想について（平成20年7月29日付け健水発第0729002号）

手引き

- 新水道ビジョンを踏まえて、都道府県水道行政が示すべきビジョンを「都道府県水道ビジョンの手引き」として、作成を推奨する旨を通知
- （H25年度）

■水道事業ビジョン： 水道事業者等が作成すべきビジョン

➤ 地域水道ビジョン作成のについて（平成17年10月17日付け健水発第1017001号）

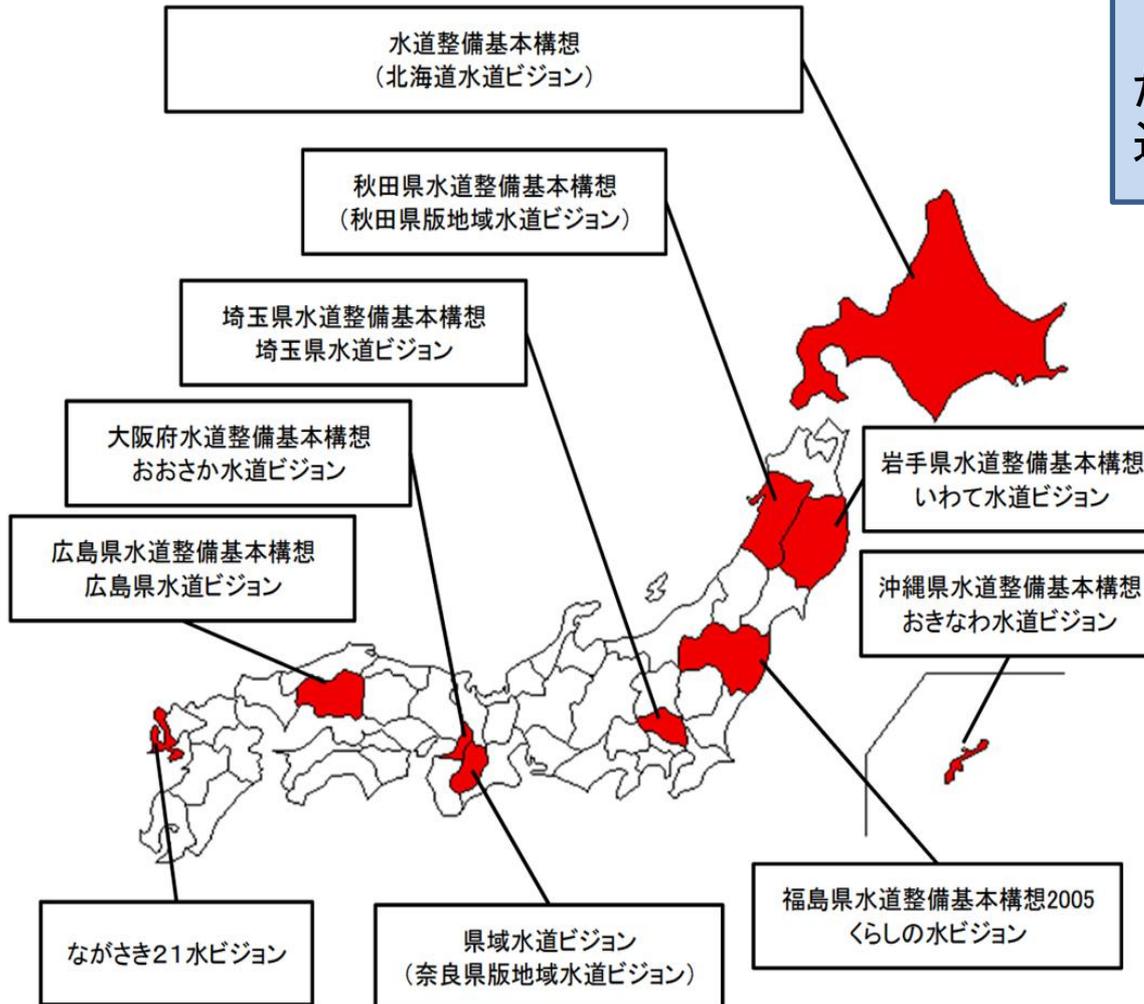
手引き

- 新水道ビジョンを踏まえて、水道事業者等が施策を着実に推進するための「水道事業ビジョン作成の手引き」として、通知（H25年度）

都道府県水道ビジョンの策定状況

平成25年12月1日現在

都道府県ビジョン策定状況



47都道府県のうち、都道府県水道ビジョンを策定しているのは、10道府県となっている。

都道府県ごとの地域の実情に応じたビジョンの策定とその取り組み推進のための施策展開が望まれる。

都道府県水道ビジョン策定済 《10道府県》

新水道ビジョンを踏まえ、新たな目標設定等の必要性について意見交換を実施するなど、連携した検討をお願いしたい。

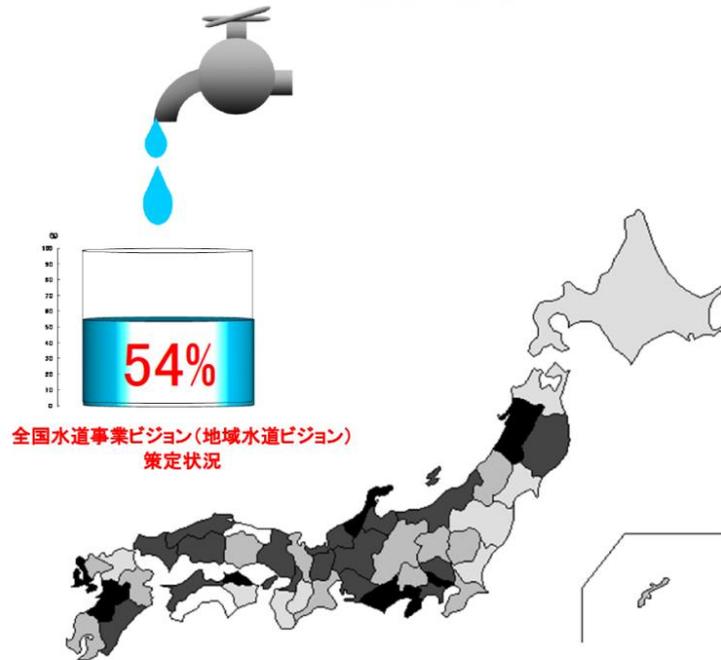
都道府県水道ビジョン未策定 《37都府県》

新水道ビジョンを踏まえ、戦略的アプローチをはじめ様々な実現方策の実施のため、イニシアティブを発揮し、意見交換を実施するなど連携した体制でビジョン策定を推進されたい。

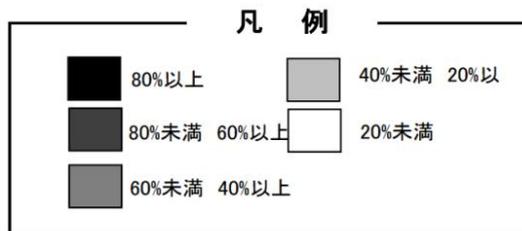
水道事業ビジョンの策定状況（上水道事業）

平成25年12月1日現在

都道府県別水道事業ビジョン（地域水道ビジョン）策定状況（上水道事業）
《事業数割合》



割合 = $\frac{\text{地域水道ビジョン策定数}}{\text{上水道事業数}}$



全国の上水道事業（1429）のうち、水道事業ビジョンを策定している事業は、777事業となっている。

各水道事業の状況に応じたビジョンの策定とその取り組みの推進を図るべき。

全国の上水道事業のうちビジョン策定済み
《777事業》

●新水道ビジョンを踏まえ、新たな目標と実現方策の設定等につき、都道府県や周辺の事業者との意見交換等を行い、必要に応じてビジョンの改訂の検討をお願いしたい。

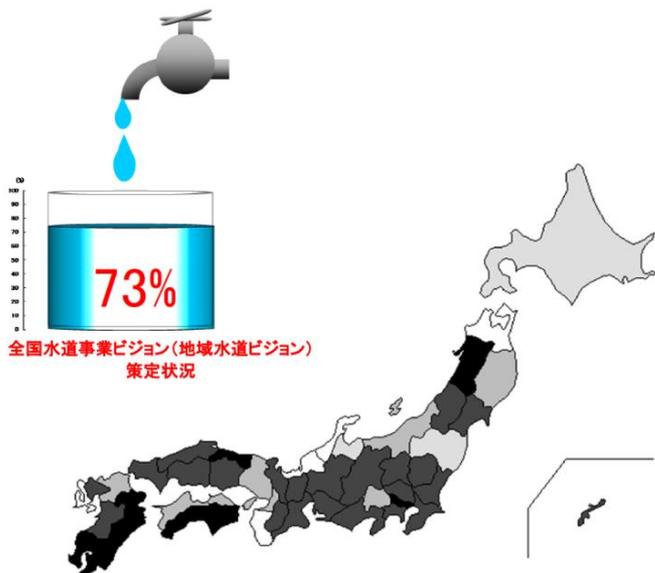
全国の上水道事業のうちビジョン未策定
《652事業》

●新水道ビジョンを踏まえ、新たな目標と実現方策の設定等につき、都道府県や周辺の事業者との意見交換等を行い、速やかにビジョン策定の検討をお願いしたい。

水道事業ビジョンの策定状況 (水道用水供給事業)

平成25年12月1日現在

都道府県別水道事業ビジョン(地域水道ビジョン)策定状況(用水供給事業)
《事業数割合》



全国水道事業ビジョン(地域水道ビジョン)
策定状況

全国の水道用水供給事業(94)のうち、水道事業ビジョンを策定している事業は、69事業となっている。
各地域の実情に応じたビジョンの策定とその取り組みの推進を図るべき。

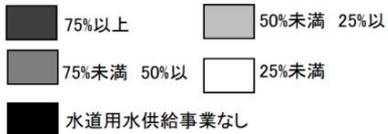
全国の水道揚水供給事業のうちビジョン策定済み
《69事業》

●新水道ビジョンを踏まえ、将来像を適確にとらえ、新たな目標と実現方策の設定等につき、都道府県や受水事業者との意見交換等を行い、必要に応じてビジョンの改訂の検討をお願いしたい。

全国の水道揚水供給事業のうちビジョン未策定
《25事業》

●新水道ビジョンを踏まえ、将来像を適確にとらえ、新たな目標と実現方策の設定等につき、都道府県や受水事業者との意見交換等を行い、速やかにビジョン策定の検討をお願いしたい。

凡 例

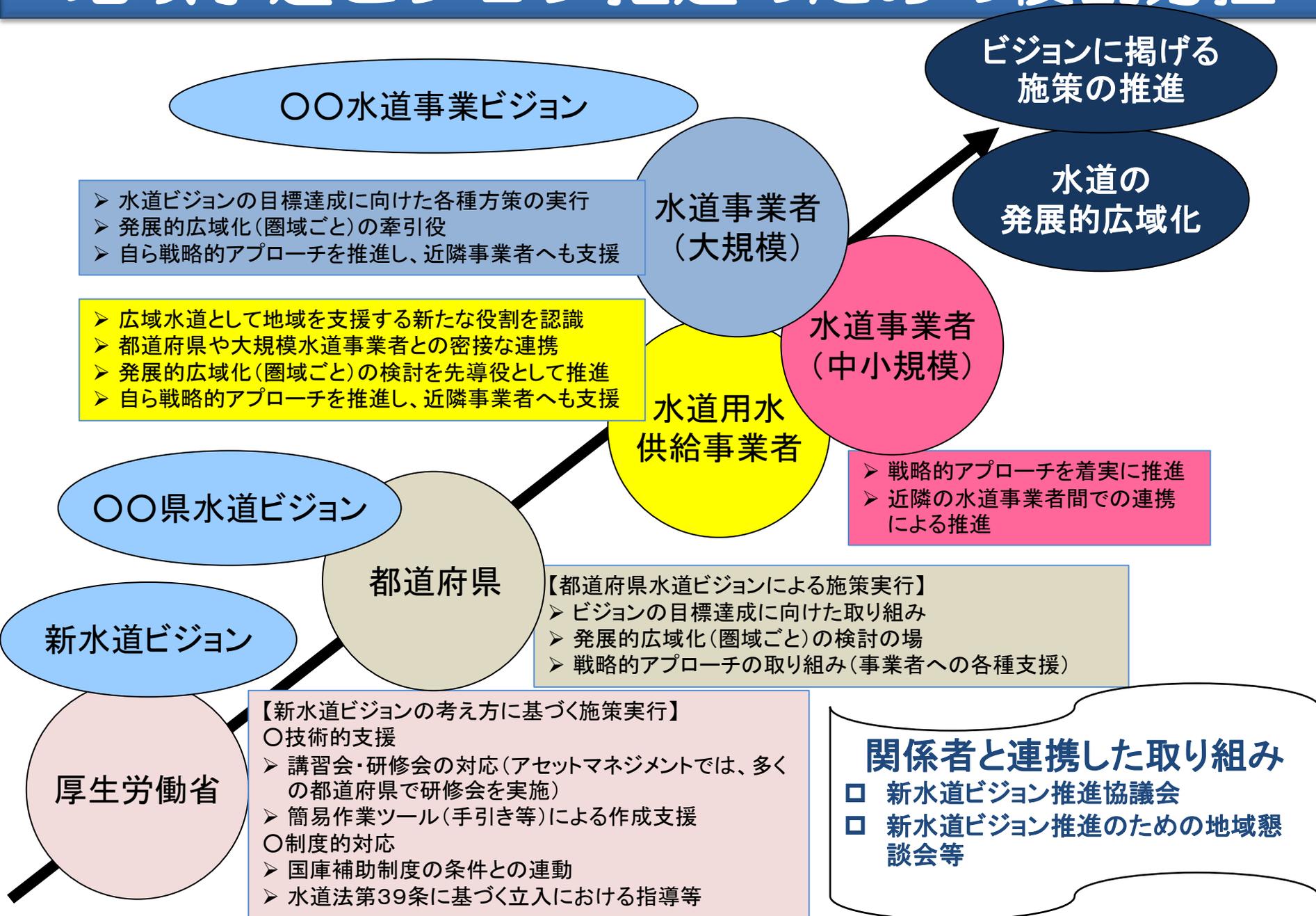


割合 = 地域水道ビジョン策定数

水道用水供給事業数

割合 =

地域水道ビジョン推進のための役割分担



地域水道ビジョン策定（改訂）の推進方針

地域水道ビジョン

○ 「都道府県水道ビジョン」作成の手引き

都道府県水道行政部局が管内の水道の将来像を示す。

→従来の「水道整備基本構想」を「都道府県水道ビジョン」に統一

○ 「水道事業ビジョン」作成の手引き

市町村等の水道事業が地域の水道の将来像を示す。

地域水道ビジョンの推進目的としては

- 地域とともに、信頼を未来につなぐため . . . （基本理念）
- **安全で強靱な水道を持続**させることが理想 . . . （3つの観点）

明確な推進方針を地域水道ビジョンに反映すべき

【 地域水道ビジョン策定（改訂）に関する推進方針 】

- 課題解決のための戦略的アプローチとして、短期的な目標設定が不可欠。
- 学識経験者、住民及び関係者等の意見を広く取り入れた検討手法を採用。
- 都道府県と水道事業者及び圏域内の水道事業者間で連携したビジョンづくりを推奨。

関係者が連携した地域水道ビジョンづくり

ビジョン策定
(改訂)の検討

策定

戦略的アプ
ローチによる
体制強化

計画等
の推進

ビジョンに掲
げる施策の
実行

【解決しなければならない課題】

- ・人材の不足
- ・施設の老朽化
- ・困難な財政事情

【戦略的アプローチ】

- ・アセットマネジメント
- ・水安全計画
- ・施設耐震化計画

【推進する実現方策】

- ・持続、安全、強靱のための具
体的施策の展開(新水道ビジョン第
7章「重点的な実現方策」を参考)

○発展的広域化の推進 ・ 実効性の高いビジョンづくりを目指す

✓ 都道府県

都道府県ビジョンを策定して、都道府県内の水道事業が行うべき取り組み(水道事業ビジョンや戦略的アプローチ推進)を支援し、リーダーシップを発揮する。

✓ 水道用水供給事業者

受水団体からの意見を徴収し、地域のニーズにあった水道事業ビジョンを策定して、広域水道としての新たな役割を認識した上で、ビジョンを通じた水道事業者の支援を展開し、都道府県の取り組みに協力する。

✓ 地域の核となる水道事業者

自らが高いレベルの技術力の確保や国際展開等に留意しつつ、周辺の中規模水道事業を支援する役割を意識した水道事業ビジョンを策定して、都道府県等と連携しながら発展的広域化により地域を牽引する。

✓ 中小規模水道事業者

新水道ビジョンにおいて最も重要なプレイヤーとして、地域間での連携を図りつつ、水道事業ビジョンづくりに積極的に取り組み、まずは戦略的アプローチによる体制強化を図る。

戦略的アプローチ①

アセットマネジメントに関する取り組み（持続）

- 厚生労働省は、平成21年7月7日に「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」を作成した。
- アセットマネジメントの実施状況は、1,496事業者のうち約30%であり、計画給水人口5万人未満の事業者については12%にとどまっている。
- 中小の水道事業体においては、手引きが詳しいためすぐに実践するには活用しにくい面もあると考えられることから、平成24年度にアセットマネジメント実践のための簡易支援ツールを作成した。

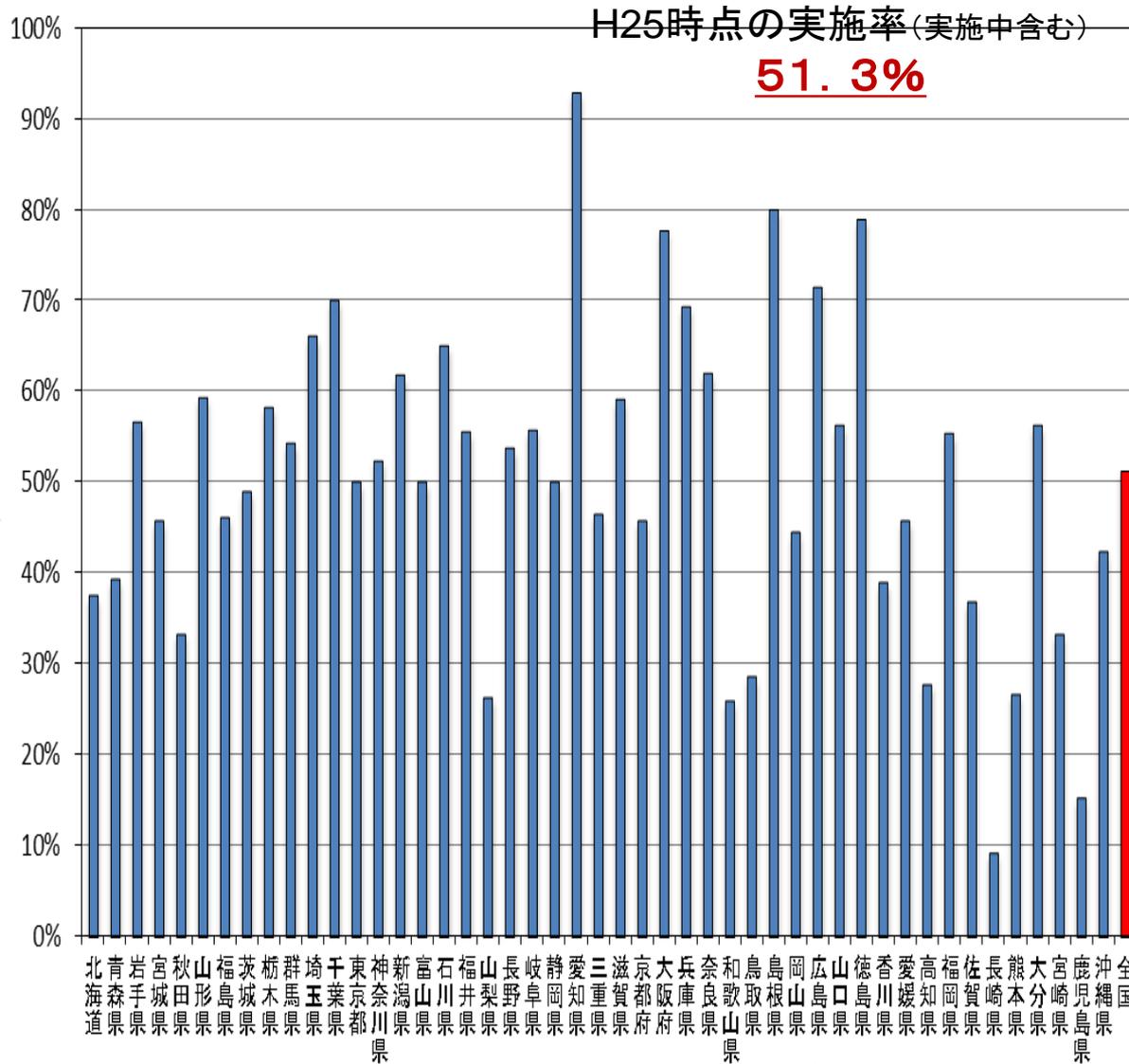
アセットマネジメントの実施状況

(単位:事業者数)

| 計画給水人口 | | 5万人未満 | 5万人～10万人 | 10万人～25万人 | 25万人～50万人 | 50万人以上 | 用水供給事業 | 合計 |
|-----------------|--------|-------|----------|-----------|-----------|--------|--------|-------|
| H22 | 割合 | 8.2% | 41.7% | 59.6% | 67.2% | 79.3% | 62.4% | 25.7% |
| | 調査事業者数 | 963 | 211 | 145 | 61 | 25 | 91 | 1,496 |
| H24 | 実施事業者数 | 120 | 98 | 96 | 44 | 21 | 61 | 440 |
| | 割合 | 12.5% | 46.4% | 66.2% | 72.1% | 84.0% | 67.0% | 29.4% |
| H22からH24への割合の伸び | | 4.3% | 4.7% | 6.6% | 4.9% | 4.7% | 4.6% | 3.7% |

都道府県別アセットマネジメントの実施状況(H25)

運営状況調査の結果



○アセットマネジメントの実施状況(H25)

| 都道府県名 | 合計 | | | 大臣認可 | | | 都道府県知事認可 | | |
|-------|----------|------|-------|----------|------|--------|----------|------|--------|
| | 実施済み・実施中 | 事業体数 | 実施率 | 実施済み・実施中 | 事業体数 | 実施率 | 実施済み・実施中 | 事業体数 | 実施率 |
| 北海道 | 39 | 104 | 37.5% | | | | 39 | 104 | 37.5% |
| 青森県 | 11 | 28 | 39.3% | 3 | 5 | 60.0% | 8 | 23 | 34.8% |
| 岩手県 | 16 | 29 | 55.2% | 6 | 7 | 85.7% | 10 | 22 | 45.5% |
| 宮城県 | 16 | 35 | 45.7% | 10 | 12 | 83.3% | 6 | 23 | 26.1% |
| 秋田県 | 6 | 20 | 30.0% | 4 | 4 | 100.0% | 2 | 16 | 12.5% |
| 山形県 | 19 | 32 | 59.4% | 7 | 8 | 87.5% | 12 | 24 | 50.0% |
| 福島県 | 18 | 39 | 46.2% | 10 | 11 | 90.9% | 8 | 28 | 28.6% |
| 茨城県 | 23 | 47 | 48.9% | 12 | 19 | 63.2% | 11 | 28 | 39.3% |
| 栃木県 | 21 | 36 | 58.3% | 8 | 11 | 72.7% | 13 | 25 | 52.0% |
| 群馬県 | 19 | 35 | 54.3% | 12 | 14 | 85.7% | 7 | 21 | 33.3% |
| 埼玉県 | 39 | 59 | 66.1% | 32 | 39 | 82.1% | 7 | 20 | 35.0% |
| 千葉県 | 35 | 50 | 70.0% | 24 | 27 | 88.9% | 11 | 23 | 47.8% |
| 東京都 | 3 | 6 | 50.0% | 1 | 1 | 100.0% | 2 | 5 | 40.0% |
| 神奈川県 | 11 | 21 | 52.4% | 9 | 9 | 100.0% | 2 | 12 | 16.7% |
| 新潟県 | 21 | 34 | 61.8% | 11 | 12 | 91.7% | 10 | 22 | 45.5% |
| 富山県 | 8 | 16 | 50.0% | 6 | 8 | 75.0% | 2 | 8 | 25.0% |
| 石川県 | 13 | 20 | 65.0% | 6 | 7 | 85.7% | 7 | 13 | 53.8% |
| 福井県 | 10 | 18 | 55.6% | 6 | 6 | 100.0% | 4 | 12 | 33.3% |
| 山梨県 | 5 | 19 | 26.3% | 1 | 4 | 25.0% | 4 | 15 | 26.7% |
| 長野県 | 36 | 67 | 53.7% | 10 | 11 | 90.9% | 26 | 56 | 46.4% |
| 岐阜県 | 24 | 43 | 55.8% | 7 | 8 | 87.5% | 17 | 35 | 48.6% |
| 静岡県 | 21 | 42 | 50.0% | 12 | 17 | 70.6% | 9 | 25 | 36.0% |
| 愛知県 | 40 | 43 | 93.0% | 30 | 33 | 90.9% | 10 | 10 | 100.0% |
| 三重県 | 13 | 28 | 46.4% | 8 | 11 | 72.7% | 5 | 17 | 29.4% |
| 滋賀県 | 13 | 22 | 59.1% | 9 | 12 | 75.0% | 4 | 10 | 40.0% |
| 京都府 | 11 | 24 | 45.8% | 8 | 12 | 66.7% | 3 | 12 | 25.0% |
| 大阪府 | 35 | 45 | 77.8% | 30 | 35 | 85.7% | 5 | 10 | 50.0% |
| 兵庫県 | 34 | 49 | 69.4% | 18 | 20 | 90.0% | 16 | 29 | 55.2% |
| 奈良県 | 18 | 29 | 62.1% | 9 | 9 | 100.0% | 9 | 20 | 45.0% |
| 和歌山県 | 7 | 27 | 25.9% | 3 | 3 | 100.0% | 4 | 24 | 16.7% |
| 鳥取県 | 4 | 14 | 28.6% | 2 | 2 | 100.0% | 2 | 12 | 16.7% |
| 島根県 | 12 | 15 | 80.0% | 4 | 4 | 100.0% | 8 | 11 | 72.7% |
| 岡山県 | 12 | 27 | 44.4% | 9 | 10 | 90.0% | 3 | 17 | 17.6% |
| 広島県 | 15 | 21 | 71.4% | 10 | 10 | 100.0% | 5 | 11 | 45.5% |
| 山口県 | 9 | 16 | 56.3% | 9 | 10 | 90.0% | 0 | 6 | 0.0% |
| 徳島県 | 15 | 19 | 78.9% | 2 | 2 | 100.0% | 13 | 17 | 76.5% |
| 香川県 | 7 | 18 | 38.9% | 5 | 7 | 71.4% | 2 | 11 | 18.2% |
| 愛媛県 | 16 | 35 | 45.7% | 5 | 5 | 100.0% | 11 | 30 | 36.7% |
| 高知県 | 5 | 18 | 27.8% | 1 | 1 | 100.0% | 4 | 17 | 23.5% |
| 福岡県 | 31 | 56 | 55.4% | 16 | 22 | 72.7% | 15 | 34 | 44.1% |
| 佐賀県 | 7 | 19 | 36.8% | 6 | 7 | 85.7% | 1 | 12 | 8.3% |
| 長崎県 | 3 | 33 | 9.1% | 2 | 5 | 40.0% | 1 | 28 | 3.6% |
| 熊本県 | 8 | 30 | 26.7% | 1 | 2 | 50.0% | 7 | 28 | 25.0% |
| 大分県 | 9 | 16 | 56.3% | 2 | 3 | 66.7% | 7 | 13 | 53.8% |
| 宮崎県 | 7 | 21 | 33.3% | 3 | 3 | 100.0% | 4 | 18 | 22.2% |
| 鹿児島県 | 5 | 33 | 15.2% | 1 | 3 | 33.3% | 4 | 30 | 13.3% |
| 沖縄県 | 11 | 26 | 42.3% | 9 | 10 | 90.0% | 2 | 16 | 12.5% |
| 計 | 761 | 1484 | 51.3% | 399 | 481 | 83.0% | 362 | 1003 | 36.1% |

(平成26年1月末時点)

注)実施率には実施中も含まれる

(平成26年1月末時点)

戦略的アプローチ ②

水安全計画（WSP）による水質管理（安全）

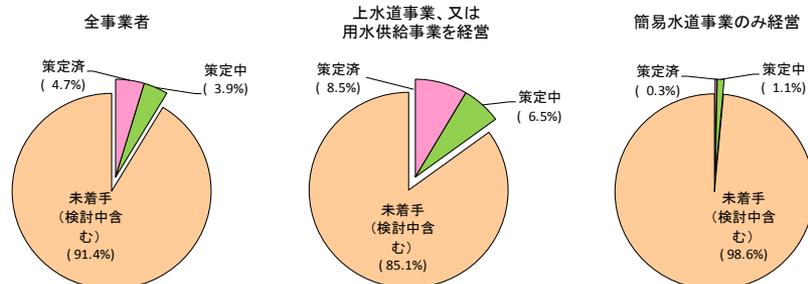
“水道原水の水質保全、適切な浄水処理、管路内及び給水装置における水質保持（中略）が徹底されること”（新水道ビジョン、平成25年3月）

国は、水源から給水栓に至る全ての段階において包括的な危害評価と危害管理を行う水道システムの管理手法としてWSP策定を推奨し、平成20年5月に水安全計画策定ガイドラインを策定・周知。

現状は...



平成24年8月末時点におけるWSP策定率は、策定中を含めてもわずか**9%**。



- 人や予算の確保困難
- 地域水道ビジョン等、他の検討を先行
- WSPの理解の不足
- 策定手順が複雑
- WSPの認知不足

WSP策定手法の活用

- 水源から給水栓に至る水道システムに存在する危害を抽出・特定
- それらを継続的に監視・制御
（排出抑制への働きかけ、モニタリング、施設整備等）

水道水源における水質事故等への対応能力の強化

- 水道システムに存在するリスクを軽減し安全性が向上
- 維持管理水準の向上や効率化
- 技術の継承
- アカウンタビリティの確保
- アセットマネジメントへの寄与
- 関係者の連携強化

水安全計画策定手法の活用促進に向けて

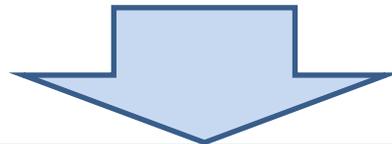
■平成25年度

- 水安全計画策定の優先度の高い場合の抽出
- 中小事業者向けに先行事例集を作成
- ケーススタディの実施
- 海外における水安全計画関連情報の整理
- 支援ツールの見直しの検討
- ワークショップの開催

■平成26～27年度

- 平成25年度の成果を踏まえた支援ツールの見直し及び展開
- 水安全計画の理解促進

期待される成果



水安全計画の策定率
向上

- 水源の水質変化や浄水処理の現状を踏まえた水道システムの見直し
- 流域関係者の連携による広域的な監視等の充実
- 水源事故時の緊急時の危機管理体制の構築

戦略的アプローチ ③ 施設耐震化計画の策定 (強靱)

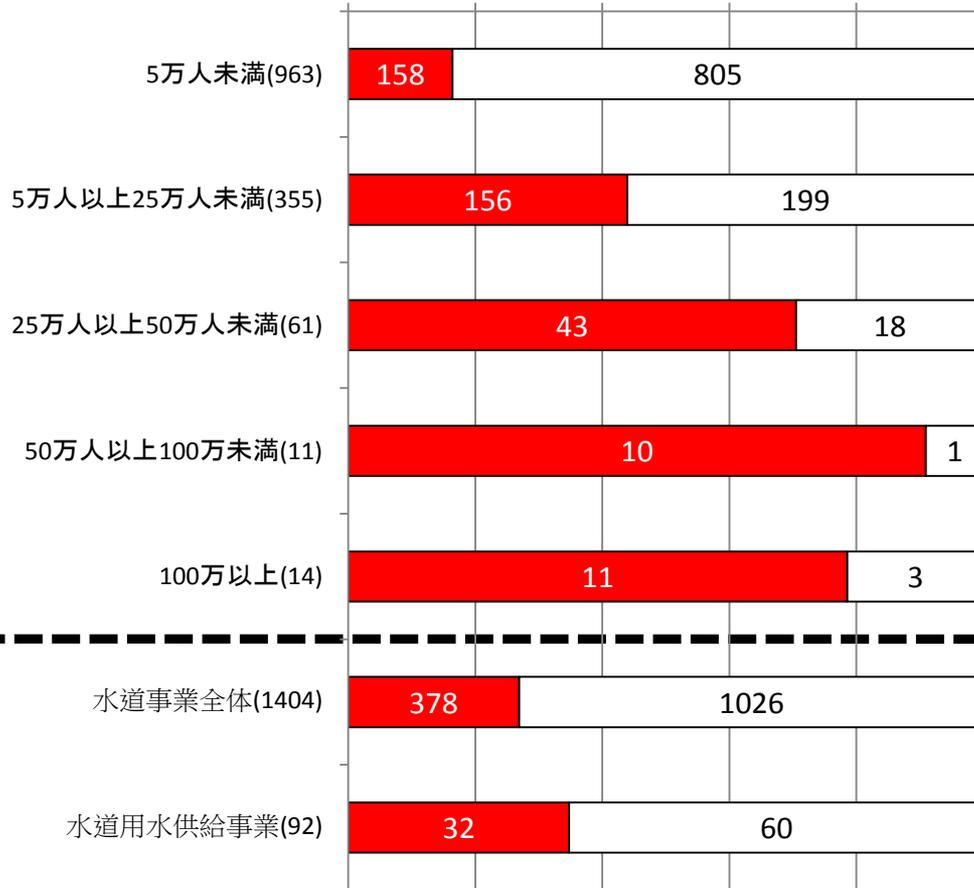
策定状況(平成24年度)

基幹管路

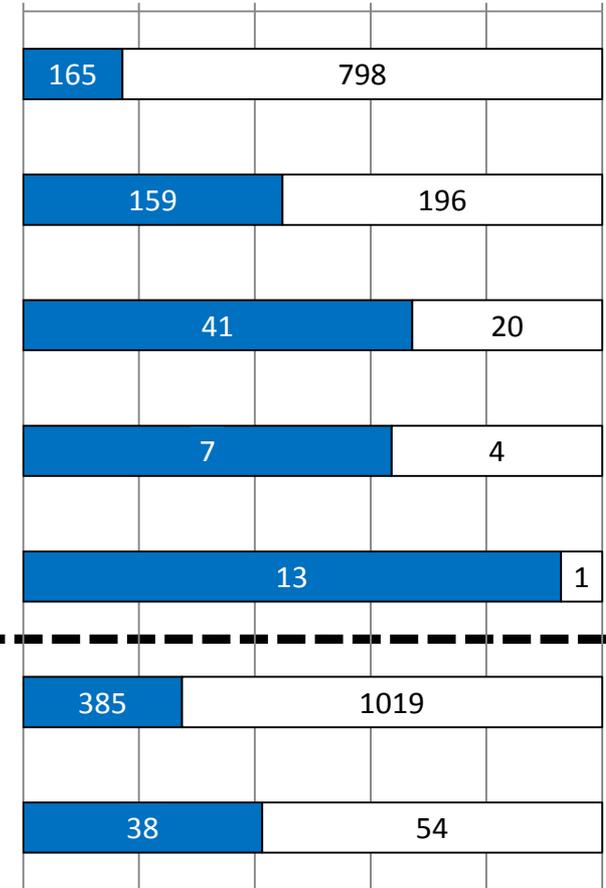
水道施設(浄水施設・配水池)

給水人口

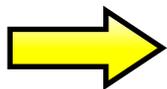
0% 20% 40% 60% 80% 100%



0% 20% 40% 60% 80% 100%



計画策定済事業者の割合(数値は事業者数)



事業規模が小さいほど、耐震化計画の策定が進んでいない状況

水道施設の耐震性評価・耐震化計画改定

～「新水道ビジョン」より～

■「強靱の確保」に関する理想像

当該箇所で想定される最大規模の地震動を受けても施設の機能に重大な影響が及ぶことがなく、水道水の供給が可能となっている

■「強靱の確保」に関する当面の目標

自らの給水区域内で最も重要な給水拠点を設定し、当該拠点を連絡する管路、配水池、浄水場の耐震化を完了する

厚生労働省

水道事業者
水道用水
供給事業者

(1)

H18年度に策定した水道管路の耐震性能評価について東日本大震災の被害状況を踏まえた再評価を実施(検討会の開催)

(2)

耐震化計画策定指針の改定に向けた課題整理
(ヒアリングの実施)

(3)

耐震化計画策定指針の改定

平成25年度

平成26年度

耐震化計画の策定、耐震化率の向上

都道府県水道ビジョン（手引き）の構成

作成主体 都道府県水道行政担当部局

○都道府県水道ビジョンの記載事項

- 1 ビジョンの趣旨（必要性や対象地域、目標年度）
- 2 一般概況
- 3 水道の現況
- 4 圏域区分の設定
- 5 給水量の実績と水需給の見通し
- 6 現状分析と課題の抽出
- 7 将来目標の設定とその実現方策
- 8 策定後のフォローアップ

○目標設定

- ・50年～100年先を視野に理想像を設定する。
- ・策定後10年程度の具体的な目標を設定する。
- ・全ての水道事業において、アセットマネジメント、水安全計画、施設耐震化計画が策定できていることが望ましい。
- ・したがって、管内の水道事業においてこれらの策定作業が所要のスケジュールで現実的に推進できるよう配慮する。（できることに・・・100%とする）

○ビジョン作成の手順

- 1 管内水道事業との意見交換の場を設置
- 2 圏域設定に関する関係者間調整
- 3 水需給計画の算出（水源計画への反映）
- 4 目標設定と目標年度を決定
- 5 実現方策（具体的取り組み等）の検討
- 5 水道事業ビジョンとの整合（整合しない場合も主導的に方向性を定める）
- 6 都道府県を超えた範囲（近隣府県）の連携

○ビジョン作成の留意事項

- ・水道整備基本構想の位置づけとして、**広域的水道整備計画と整合**して包含されたものであるとともに、**水道事業者の意見を反映しつつ、主導的に策定**する。
- ・地域の実情を適確にとらえ、**関係者と連携して発展的広域化**に取り組み、もって水道のレベルアップを図る。
- ・**簡易水道の統合**によって、目標とする最終形を示し、公営企業会計適用レベルを目指すための技術支援のスキームに配慮する。
- ・**戦略的アプローチ**（アセット、水安全計画、耐震化計画等）に取り組めるよう、技術支援のスキームに配慮する。

水道事業ビジョン（手引き）の構成

作成主体 水道事業者

（同一市町村内に複数ある場合には一つにまとめることが基本）

○水道事業ビジョンの記載事項

- 1 水道事業の現状評価・課題
- 2 将来の事業環境
- 3 地域の水道の理想像と目標設定
- 4 推進する実現方策
- 5 検討の進め方とフォローアップ

○目標設定

- ・長期的には、50年～100年先を視野に理想像を設定する。
- ・短期的には、策定後10年程度の具体的な目標を設定する。
- ・長期的には、都道府県水道ビジョンに設定された圏域内の水道事業における整備計画や目標設定を踏まえて、当該水道事業の課題解決に必要な目標を設定する。
- ・短期的には、戦略的アプローチ（アセットマネジメント（持続）、水安全計画（安全）、施設耐震化計画（強靱））を推進することを基本とし、さらに当該水道事業の課題解決に必要な目標を設定する。

○各水道事業の実情に応じた作成手法

1 大規模水道事業

自らビジョン策定及び改訂のための検討に速やかに着手し、周辺地域との連携を積極的に展開する。

2 中小規模水道事業

ビジョン策定作業を通じて、引きに基づき、水道事業ビジョン策定及び改訂のための検討に速やかに着手

3 水道用水供給事業

連携すべき圏域手引きに基づき、水道事業ビジョン策定及び改訂のための検討に速やかに着手

○ビジョン作成の留意事項

- 1 都道府県水道ビジョンによる圏域設定や実現方策と整合しつつ、**必要に応じ事業者間で連携**して作成する。
- 2 **戦略的アプローチ**（アセットマネジメント、水安全計画、耐震化計画）による持続、安全、強靱の取り組みは、全ての水道事業において推進する。
- 3 ビジョンを作成することが目的ではなく、課題解決の取り組みを推進するための**マスタープランとして、実効性のある内容（実現方策）を盛り込む**。

水道事業ビジョンの記載概要例

1 現状評価と課題

- ・水道事業ガイドライン(JWWAQ100)に基づく業務指標(PI)を活用するなどして定量的に評価し、課題を抽出する。

2 将来の事業環境

(1) 外部環境

- ・人口減少及びそれに伴う施設効率の低下、水源汚染、気候変動による水源の安定性など、将来の水道の事業環境を記載する。

(2) 内部環境

- ・水道事業が現状及び将来に直面する施設の老朽化、資金の確保及び職員の減少について記載する。

3 地域の水道の理想像と目標設定

- ・「持続」「安全」「強靱」の理想像と目標設定を記載する。

4 推進する実現方策

- ・短期的(5から10年)には、戦略的アプローチ(アセットマネジメント、水安全計画、耐震化計画)を中心に、各水道事業の実情に応じて早期に取り組むべき方策を記載する。
- ・長期的(50～100年)な視野で、推進すべき方策について、新水道ビジョン第7章「重点的な実現方策」を参考に、必要な事項を記載する。

5 検討の進め方とフォローアップ

- ・学識経験者、住民及び関係者等の意見を広く取り入れ、検討を進める手法を記載する。
- ・連携と挑戦の姿勢で、地域における各水道事業のポジションを踏まえ、実情を勘案した推進手法を記載する。
- ・水道事業ビジョンに掲げる実現方策等を着実に推進し、定期的なレビュー等により、必要に応じ改訂していく。

関係者の役割分担

【 連携による理想像の具現化 】

水道の理想像

挑戦

水道サービスの関係者

民間事業者

技術開発、水ビジネスの推進
技術者の育成確保

水道関連団体

セーフティネットとしての人材・
資機材等の調達、調査研究

登録検査機関

水質検査、水質管理

水道サービスの提供者

水道事業者
水道用水供給事業者

・水道事業ビジョンの取組の推進

・住民とのフェイス・トゥーフェイスの
関係確保

自家用水道の設置者

・住民とのフェイス・トゥーフェイスの
関係確保

住民

・地域の水道を支えるオー
ナーともいえる意識
・水道事業者とのコミュニ
ケーションの確保

理解
参加

支援

大学・研究機関

人材育成、研究開発
専門教育

支援・助言等

行政機関

・行政の継続性の確保
・新水道ビジョンのフォローアップ、都道府県ビジョンの作成
・関係者への各種支援